

1 議 事 日 程（第3日）

（令和7年第2回有田川町議会定例会）

令和7年6月17日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 産業建設住民常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第2 発議第2号 農業の危機打開を踏まえ、米の安定供給と食糧支援を求める意見書の提出について
- 日程第3 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度有田川町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度有田川町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第9 報告第9号 令和6年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第10 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第37号 令和7年度有田川町一般会計補正予算（第3号）

- 日程第16 議案第38号 令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第39号 令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第40号 令和7年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第41号 令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第42号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第43号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第44号 財産の取得について
- 日程第23 議案第45号 令和7年度有田川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第46号 財産の取得について
- 日程第25 議案第47号 財産の取得について
- 日程第26 議案第48号 財産の取得について
- 日程第27 議案第49号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第29 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第30 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第31 議員派遣の件
- 日程第32 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞智子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番	栗 山 昌 之	15番	殿 井 堯
----	---------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
-----	---------	-------	---------

住民税務部長	小澤俊彦	福祉保健部長	井本英克
総務政策部長	中屋正也	消防長	岩井伸幸
産業振興部長	南長寿	建設環境部長	森本博貴
清水行政局長	中谷芳尚	総務課長	原秀文
財務課長	青石元希	企画調整課長	寺杣真英
教育長	片嶋博	教育部長	中平洋子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	山縣和弘	書記	細野鶴子
------	------	----	------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

……………日程第1 産業建設住民常任委員会の所管事務調査報告について……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、産業建設住民常任委員会の所管事務調査報告についてを行います。

産業建設住民常任委員会委員長から報告をお願いしたいと思います。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、産業建設住民常任委員会の視察研修報告をさせていただきます。

去る5月20日から21日にかけて、広島県安芸高田市と三次市にて視察研修を行いました。まず、初日に視察研修を行った安芸高田市は、平成16年に6つの町が合併して誕生した市で、広島県の中北部に位置しております。自然豊かな自治体で、面積は537.71平方キロメートル、人口は約2万6,000人、農業を基盤としながらも近年ではICTや民間活力を活用した行政改革にも積極的に取り組んでおります。全国的にも注目を集める市政運営が行われております。

今回の視察では、そうした安芸高田市の先進的な取組の中でも窓口支援業務の民間委託について、民間活力導入の経緯や業務委託内容、導入後の効果や課題について学んでまいりました。安芸高田市では、住民サービスの質を維持向上させながら、職員の業務負担を軽減することも目的として、広島県内の市町では初めての平成23年4月から一部の窓口業務を民間事業者へ委託しております。

具体的には、各種証明書の発行や印鑑登録の受付といった日常的な窓口対応業務が

対象となっており、マニュアル化された範囲内で民間スタッフが通常時は4人、繁忙期は5人で対応しております。委託先は、公募型プロポーザル方式で選定され、契約は3年、契約金額は4,127万5,080円、年間1,375万8,360円とのことでありました。導入後の効果は、質の高い窓口サービスの確保、職員の負担軽減、年間約1,700万円のコスト削減が挙げられ、公務員である職員さんが窓口業務以外の業務に専念できるのは大きなメリットだと感じました。

また、必要な人材スキルを確保することで、窓口業務の繁忙期である3月から5月に人事異動の影響を受けず、窓口サービス体制を維持できるのも大きなメリットと感じているとのことでありました。実際に業務委託を導入する前後で窓口満足度調査を行い、説明や所要時間などおおむね全設問項目において評価が好転しているとのことでありました。一方で、課題は業務委託と派遣の線引きや市と受託者の業務範囲の線引き、業務委託先のサービス品質の評価、市職員の窓口業務経験の低下が挙げられておりました。

また、窓口にはマイナンバーカードを利用してタッチパネル端末機の簡単な操作だけで証明書の申請ができるらくらく窓口証明書交付サービスが行われておりました。設置されている端末のタッチパネルを操作し、発券された番号及び手数料と引換えに証明書が交付されます。申請書の記入や本人確認書類の提示は必要ありません。操作が分からない方には職員さんが説明してくれますので、これまでコンビニ交付などの端末操作に不安を抱えていた方々にとっても有効的な取組だと感じました。

今回の視察を通して民間委託という手法が、単にコスト削減や業務負担の軽減にとどまらず、住民サービスの質向上にもつながることもあると感じました。また、委託する、しないという二元的な判断ではなく、行政として責任を持つ業務の在り方を再定義し、行政と民間がどう協働していくかという視点が重要であると感じました。本町においても、人口減少や職員数の制約の中で、持続可能な行政運営が求められます。窓口業務の民間委託も、本町の今後の行政運営における一つの参考事例として検討していく価値があると感じました。

視察研修2日目は、広島県三次市川西地区にあるいつわの里で視察研修を行いました。川西地区は、三次市の西部に位置する中山間地域で、人口減少や高齢化といった課題に直面する一方で、住民自治によるまちづくりを積極的に進めている地域であります。行政に頼るのではなく、自分たちの町は自分たちでつくるという姿勢が地域に浸透しているのが非常に印象的でありました。

自治連合会の活動が非常に活発で、行っている様々な取組を御紹介いただきました。自治会是小まめにアンケート調査を行っており、地域資源マップや構造図をイラストで作成しておりました。地域住民自身が話し合い、内容や公正、イラスト、デザインなど全て手作りで作り、地域内での拠点施設の構造づくりがスタートいたしました。拠点施設であるいつわの里を運営するため、マネジメント会社、株式会社川西郷の駅を

2014年に設立。この会社は三次市川西地区の住民が主体となって設立したもので、全世帯の85%が出資者となりました。行政ではなく、地域住民が自ら資本を出し、経営に責任を持つ仕組みを構築していることは非常に珍しく、すばらしい取組だと感じました。

株式会社という法人格を選んだのは、持続可能な形で事業を続けるためには、責任の所在を明確にし、経営の視点を持つ必要があるという判断からとのことでありました。補助金頼みではなく、自立した事業体として地域の課題をビジネスで解決するという視点は全国的にも先進的な試みだと思います。

視察では、代表者の方からこれまでの経緯、苦労、そして今後のビジョンについて丁寧な御説明をいただきました。特に印象に残ったのは、たとえ絵に描いた餅であってもあったほうがいい、ないよりはましという言葉であります。イラストにしたビジョンも夢や理想に思われるが、今後の向く方向性が決まるということでありました。ビジョンがなければ、これまでの取組もできていなかったと思いますし、ビジョンに向かって地域で取り組むことで、様々な合わせ技ができたとのことでありました。例えば、コンビニが欲しいという住民アンケートが一番多く、コンビニの大手4社に声をかけ調査を行ってもらったらしいですが、採算性が取れず全社NGだったとのことでありました。そこで農協と協議を行い、Aコープとファミリーマートがコラボし、複合的にすることで実現できることになったとのことでありました。

自治組織活動で大切にしていることは、活動の基本のものは人権尊重、住民主体は、参加主体は個人、役員は縦関係ではなく役割分担、公平・公正・民主主義を守るため、特定の営利、宗教、政治活動は避ける、情報公開は基本のものととのことでありました。これまでのまちづくりや自治活動は、役員が都合のいいときに役員が計画したことを地域のみんなで行うというものでありました。それが現在は、できるときにできることをできる人でまちづくりで大切にしているとのことでありました。賛否を問うのではなく、賛同者を募っているという言葉も印象的でありました。このような取組は、住民主体のまちづくりを進めている本町においても、今後のまちづくりの在り方を考える上で大きなヒントになると感じております。

私たちが視察を通して学んだのは、施設の機能や経緯、仕組みだけではありません。地域の課題に正面から向き合い、自ら考え行動し、未来を切り開くという住民主体のまちづくり市政そのものだったと感じました。

以上で、産業建設住民常任委員会の視察報告を終わります。

○議長（谷畑 進）

以上で、産業建設住民常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

…………… 日程第2 発議第2号……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、発議第2号、農業の危機打開を踏まえ、米の安定供給と食糧支援を求め

る意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者である増谷憲君に提案理由の説明を求めます。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷憲です。発議第2号、農業の危機打開を踏まえ、米の安定供給と食糧支援を求める意見書の提出について、意見書（案）をもって提案理由の御説明とさせていただきます。

世界的な食糧危機と円安などにより食料品の値上げが相次ぐ中、コメ不足と米価の値上がりが国民の生活苦に追い打ちをかけ、日本の食と農における危機の一端を顕在化させました。

日本では、農業従事者が減り、農業と農村は疲弊しています。これは、食を外国に依存し、農業をないがしろにしてきた政治の結果です。これを抜本的に転換し、食料自給率の向上を図ることは待ったなしの課題となっています。

そして食料自給率向上のため、多くの国で行われている価格保障や所得補償など、農家が安心して営農できる基盤整備やさらなる新規就農者への支援が必要です。

特に、主食であるコメは、市場まかせの無責任な政策の下では、今年も深刻な不足を招きます。国がコメの安定供給に責任を持ち、ゆとりある需給見通しを立て、生産と備蓄を拡大することなどが必要です。

よって国においては、食料と農業危機打開のため、以下の点について対策することを要望いたします。

記。

1、病院や福祉施設、学校、子ども食堂など、運営が続けられるよう政府備蓄米の無償提供拡大や市場への放出などで食糧不足への不安を解消すること。

2、コメを増産し、不測の事態に備えた備蓄を拡大すること。

3、農家が安心してコメを生産し、国民に安定供給できる価格保障や所得補償などの政策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月17日。

和歌山県有田川町議会。

なお、提出先は内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、財務大臣です。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第3 報告第3号……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度有田川町一般会計補正予算第9号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第4 報告第4号……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第5 報告第5号……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第6号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第7号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第8 報告第8号……………

○議長（谷畑 進）

日程第8、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度有田川町下水道事業会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第 9 報告第 9 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 9、報告第 9 号、令和 6 年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第 10 報告第 10 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 10、報告第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度有田川町一般会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第１１ 報告第１１号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１１、報告第１１号、専決処分の承認を求めることについて、令和７年度有田川町一般会計補正予算第２号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第１２ 報告第１２号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１２、報告第１２号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第 1 3 報告第 1 3 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 1 3、報告第 1 3 号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1 4 番、増谷憲君。

○1 4 番（増谷 憲）

報告第 1 3 号、国保条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

今回の一部改正は、限度額を引き上げるものが中心であります。まず、基礎価格の限度額を 6 5 万円から 6 6 万円に引き上げます。そして、後期高齢者支援金分の限度額を 2 4 万円から 2 6 万円に引き上げます。介護納付金の限度額は 1 7 万円のままですから、合計 1 0 9 万円の限度額となります。

それで、なぜ毎年のように限度額を引き上げるよう国は指示しているかであります。国は被用保険者との関係で賦課限度額超過世帯の割合 1 . 5 %、約 1 1 0 万円に近づけるように段階的に引き上げる方針を持っているからであります。今回で 4 年連続の引上げになると思います。対象となる世帯は普通の間所得層であり、高額所得世帯ではありません。年収 2 , 0 0 0 万円までランクを分けて保険料が上がる協会けんぽなどの被用者保険と比べて、その半分近い額で上限額に達してしまいます。

しかし、上限額の引上げを決めたのは法律でなく政令であります。内閣の閣議決定で決められています。政府は、自治体の条例と対等であります。ですから、町の自主性から考えても、今の物価高騰の折、また景気が悪い中で限度額を引き上げるべきではないということを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第１４ 報告第１４号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１４、報告第１４号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第１５ 議案第３７号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１５、議案第３７号、令和７年度有田川町一般会計補正予算第３号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

……………日程第１６ 議案第３８号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１６、議案第３８号、令和７年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

議案第３８号、国保特別会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

今回の補正の内容は、昨年、子ども・子育て支援法が成立し、子育てに関する助成制度などの財源を子ども・子育て支援金として被保険者が負担する国保税から徴収するものであります。国保世帯の人数が多かったり所得が多いと負担増になる予定であります。

担当課にお聞きしましたら、実際の負担増がどのくらいになるかを試算してもらおうと思ったのでありますが、まだ具体的に内容は分からないのでということでありました。しかし、分かっているのは令和８年度から３年間、まず徴収します。令和８年度で１か月２５０円、令和９年度で３００円、令和１０年度で４００円となっております。ですから、支援金を拡充しようとするれば国保税をさらに上げざるを得なくなりま。そして、収入の少ない人が加入している国保制度ではより負担が増え、滞納者がさらに出てくることも予想されます。それで、このような支援金制度のシステムを導入するための今回補正予算となっているため、私は反対討論いたします。

なお、次の第３９号についても、内容が同じシステム改修でありますから、次の議案についても反対いたします。

以上、討論いたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１７ 議案第３９号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１７、議案第３９号、令和７年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１８ 議案第４０号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１８、議案第４０号、令和７年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第１号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１９ 議案第４１号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１９、議案第４１号、令和７年度有田川町下水道事業会計補正予算第１号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２０ 議案第４２号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２０、議案第４２号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２１ 議案第４３号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２１、議案第４３号、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２２ 議案第４４号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２２、議案第４４号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

議案第４４号について質疑をさせていただきます。

今回、小中学校のタブレット端末機の更新についてであります。端末機であります
が、５年間で更新することになっておりますけれども、この購入に１億３，１５１万
６，４４０円となっております。これに回線なども入ってきますからやはり高額である
ため、初めての更新になるため以下の点で質疑をさせていただきます。

まず、この５年間使ってどうだったのか、教育の立場においては教育効果が一番肝

腎であります、このことについてまず説明をいただきたいと思います。

2つ目に、授業で使用している時間ではありますが、中学校と小学校でも違うのでありますが、各学校の方針によっても違いがあると思いますけれども、大体どのくらいの時間割で行っているのか御答弁ください。

3つ目に、タブレット端末機の処分に関わってではありますが、タブレット端末機購入業者とは、別の業者に消却してもらうということですが、この業者が情報を抜き取って処分することも可能だと思いますが、消却の場に立ち会わないし情報漏えいの心配がないのか、どう担保されているのか、この点について御説明ください。

4つ目に、先進的に取り組んできた国においては、読解力の低下、数学では知識や理解力を活用する能力の低下などが見られるということで、タブレット端末機の授業を取りやめたところもあります。答えがすぐ出てくるから考える力が落ちてくるという実績もあります。これら指摘されている問題について、どのように取り組むか重要な課題だと思いますが、現場で常に考えてほしい課題だと思っておりますが、この点についてどうでしょうか。

5つ目に、端末機は常に進化していきます。ツールの使い方を考えることはできる、この力が大事だとも言われております。この点も大変大事だと思いますが、この点についてもいかがですか。

以上です。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、タブレットの活用による教育効果についてでございます。教育効果につきましては、大きく3点ございます。

まず1点目は、学習意欲の向上でございます。動画などで視覚的にやり方や手順を確認することができ、また自分で理解しながら課題に取り組んでいくことができます。その次に、自らやりたい課題を選択していくことができます。そして、さらに課題に対して苦手な子も得意な子も、自分のペースで取り組むことができる、これが1点目でございます。

次に、2点目として思考が広がります。お互いの考えをリアルタイムで情報共有できることで他者から評価してもらえ、他者のアイデアに触れることで自分の考えを膨らませる機会が増えてまいります。

最後に3点目でございます。自身の興味関心を広げ、深めたりすることに有効でございます。調べたいことをすぐに調べることができる、また写真、地図、百科事典、統計資料等、すぐにアクセスすることができます。

以上の点が教育効果と考えられます。

次に、授業で使用している時間についてでございますが、学年が進むにつれて毎日、毎時間というように使用頻度が高まっていっているのが現状でございます。

その次に、タブレットの廃棄の方向についての御質疑でございますが、現行のタブレットを処分する際には、データ消去を行った上で物理的破壊を行う予定にしております。処分に当たっては、セキュリティーに関する資格を持った業者へ委託を行う予定にしております。また最終、データ消去及び物理的破壊を完了したという証明書の提出を求めています。

次に4点目でございます。先進的な国では、読解力の低下、数学リテラシーの低下が出ているという問題点の御指摘でございますが、本町のタブレット端末活用は、活用を目的としているものではございません。個々の教育活動や各教科の学習活動において、児童生徒が学びを深めるために活用することを勧めてございます。効果的な場面でのタブレット活用を今後も考えてまいりたいと思います。

最後に、繰り返しになるところでございますが、学習の本質を大切にした授業づくりにICTが位置づくように、今後も研究を深めまして、引き続き職員の研修の実施、事業実践事例の情報共有によって、ICTの活用指導力の向上をさらに発展的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今、御答弁をいただいたんですけども、とにかく私が心配するのは、5年ごとに1億3,000円の投資をするわけでしょう。だから本来、これは難しい話なんですけども、教育効果というのはもっと考えられるじゃなくて、こういうのがありましたとか、具体的に言ってもらわないと投資効果はないん違いますかというのを一つ言いたいと思います。答弁はいいですけど。

それからもう一つ心配しているのは、情報漏えいの問題です。これは処分する事業者の判断によって、このデータを取ることもできるわけですよね。だからそこはきちりと漏えいされないような、これは難しい課題ですけども、しっかり担保を取っていただいて、もし何かあったら損害賠償の請求もできるような内容にさせていただいて、きちんとしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２３ 議案第４５号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２３、議案第４５号、令和７年度有田川町一般会計補正予算第４号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１２番、森谷信哉君。

○１２番（森谷信哉）

先ほどはすみませんでした。令和７年度有田川町一般会計補正予算第３号と第４号を勘違いしていました。申し訳ありません。

総務政策部長にお聞きいたしますけれども、この間の議会運営委員会のほうで提案理由の中で言った、これは義務的経費になるんですよということで報告を受けたんですけども、この中で言う８，８３２万６，０００円が広域圏のほうで事務組合の負担金となっておりますけれども、積算基準というんですか、そこら辺の詳細を教えてくださいませんか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

森谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

広域で補正予算が先日、成立されまして、予算全体で７億７，６７１万４，０００円という予算のうち有田川町の分担金の計算基礎は、均等割３０％、人口割が１０％で９，２４２万８，０００円になりますが、そのうち既にもう４１万２，０００円の補正予算をしておりますので、それを差し引いた金額が８，８３２万６，０００円となります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

１２番、森谷信哉君。

○ 1 2 番（森谷信哉）

しつこいように聞きますけども、これ義務的経費ということでもうちゃんと確認してよろしいでしょうか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

森谷議員の御質疑にお答えします。

この広域分担金につきましては、地方自治法第 2 8 4 条の所定の手続によって定められた広域の規約に定められた負担割合に基づいて負担すべきものでありますので、有田川町にとってみれば必ず支出しなければならない義務的経費となります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

1 3 番、堀江眞智子君。

○ 1 3 番（堀江眞智子）

この 8, 8 0 0 万円の内訳を示していただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

堀江議員の御質疑にお答えします。

先ほどもお話しさせてもらったように、負担割合は均等割 3 0 %、人口割 7 0 % の割合で負担額が決まるんですけど、広域の全体の予算として、大きいもので言いますと、用地購入費で 1 億 9, 5 5 1 万円だったり物件補償費で 3 億 3, 0 7 6 万 5, 0 0 0 円などの新ごみ処理施設を進めていく上の経費になります。その有田川町の負担金 3 0 %、7 0 % で計算した分になります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

1 3 番、堀江眞智子君。

○ 1 3 番（堀江眞智子）

そしたら、この間から新聞に載っていましたように、湯浅町がこの広域の施設の建設から離脱するという話を聞いていますが、このことについて今回予算を通したとしても、その湯浅の分をまた不意に分担しなければならないということが起こってくると思いますが、そのことについてはどのように考えますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

堀江議員の御質疑にお答えします。

湯浅町の離脱というか脱退というのは、新聞等で報道されておりましたが、まだ正式にはこちらでも聞いておりませんし決まっておきませんので、今の段階でお答えするのは難しいんですが、当然もし1市1町になれば分担金も変わってくると思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

すみません、幾つかピックアップして聞かせていただきたいことがありますので、3回しかできませんのでまとめて質問させていただきたいと思います。

現在、広域圏事務組合で新ごみ施設建設に絡み、施設建設についてはどうなっているのかということの説明をお願いします。

先ほど堀江議員の話にもありましたけど、既に毎日新聞で10日、12日、14日の3回報道されていますが、令和7年度予算で一度否決され、6月9日に新ごみ施設用地費可決の報道がありますが、どういう形で可決されたのかというのを説明していただきたいと思います。

それと、報道では前回の否定後、現地の視察もせずに判断できない、なぜ視察をたたくに拒むのかというようなこととか、否決してから状況は何一つ変わっていない、議会軽視も甚だしいという報道がされています。そういう質疑は出ているというように書かれております。この点についても説明をお願いします。3点です。

次に、用地選定の経緯や手順について、住民や地権者に説明がなく、一部の地区役員らだけで進められたというのも報道されているんですけど、現状は一体どうなんでしょう。

それともう一つ、新ごみ処理施設計画で湯浅町が離脱方向で進んでいるが、湯浅町が離脱した場合、負担金の金額に変動が大きくあるのではないかと、市町の負担割合というのが変化すると思います。その辺についてどれぐらいの積算になってくるのかという部分についてまずお尋ねいたします。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

栗山議員の御質疑にお答えします。

まず、広域の建設についてどうなっているかということですが、今、広域でやっというか、今までも進んできておるんですが、用地購入であったり物件補償であったりという予算が成立したところで、これからのもっと具体的な事業開始になっていくということになると思います。

そのときの議決の話ですけれども、議決についてはもう広域のことになりますので、私、この場では答弁を控えさせていただきます。

そのほかの現地視察とかについても、議会で説明をして、広域の話になりますので答弁は控えさせていただきます。

用地選定についてもそうですし、今、広域事務局のほうで進めておるところでありますので、これも控えさせていただきます。

湯浅が離脱した場合については、先ほども答弁したとおり、負担金は変更になってくるとは思います。現段階では具体的には答弁できません。

以上です。

○議長（谷畑 進）

本件は、有田周辺広域圏事務組合への負担金を予算計上するものであります。広域が決定する事項や事務についての質問はしないようにしてください。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

分かりました。ただ湯浅町が離脱した場合、負担金というのは増えてくるというのですけれども、その中にももう一つ考えやんといかんのというのは、国庫の負担分というのがつくのかつかないのか、もしくはその比率が変わってくるのかというようなことの中で、湯浅町が離脱するということになる大きく変わってくるものがあると思うんです。負担割合のパーセンテージだけでなくて支出する金額というのがめっちゃ変わってくるというような話になると思います。

それともう一つは、湯浅が抜けるということになると、今計画している施設の規模というのがこれまた変わってくるのではないかなと思うんです。それについても、またいろいろと検討していかないかな部分があるというような状況とか、果たして言われている中のこの用地の取得に関してはいろいろ問題ありき違うか、十分理解は得てないん違うかというような話があって、このまま進めていって1市1町になるかならないかは別にして、当初の計画どおり年度内に購入が完成できるかどうかというような話になってくると思うんですけれども、それが大きくずれる場合にはどうのような修正とかということになっていくんかということをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

予算の分で。

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

栗山議員の御質疑にお答えします。

今現在、湯浅町が離脱するかどうかというのははっきりしていない段階なので、私、答弁は控えさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10時20分

再開 10時23分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

今、最終的には町長の権限で執行する義務負担があるよというところというのは十分理解しておりますが、私、議員としてこのまますんなり通すというのはいかなものかというのは思っておりますので、最終的にこれもしここで否決された場合、再議ということでもう一度して、それでまた否決の場合には町長権限でという執行ができるというのは十分に存じております。

ただ、議会の意志として、私はここでは否決したいと考えてますので、その辺のところを十分、どうしても出さなきゃあないというところはあるにしても、義務的経費という選定をした中で支出していただきたいと思うので、その辺、これについて先ほど堀江議員も言ってた中で、予算の中に土地購入の経費とかそういうのも全部含んでおられるというように思われるので、その辺もう少し具体的に説明していただけたらと思うんですけどいかがですか。もう一度金額をお願いします。

○議長（谷畑 進）

先ほど答弁した金額ですか。

再度聞くということですか。

〔2番 栗山昌之（はい。）〕

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

栗山議員の御質疑にお答えします。

広域の全予算7億7,671万4,000円のうち、用地購入費1億9,551万円、物件補償費3億3,076万5,000円などの予算のうちで、負担割合に応じて有田川町の8,832万6,000円の分担金になります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

○議長（谷畑 進）

挙手少数であります。

よって、本案は否決しました。

……………日程第２４ 議案第４６号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２４、議案第４６号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２５ 議案第４７号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２５、議案第４７号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２６ 議案第４８号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２６、議案第４８号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２７ 議案第４９号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２７、議案第４９号、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２８ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第２８、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願いします。

……………日程第２９ 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第２９、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願いします。

……………日程第３０ 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第 30、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

国道、国土強靱化対策特別委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

国道、国土強靱化対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、国道、国土強靱化対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願いします。

……………日程第 31 議員派遣の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第 31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願いします。

……………日程第 32 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第 32、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第 45 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和7年第2回有田川町議会定例会を閉会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会 10時32分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有 田 川 町 議 会 議 長 谷 畑 進

2 番 議 員 栗 山 昌 之

15 番 議 員 殿 井 堯